

〔設問 1〕

本問は、子会社の管理責任に関する福岡高判平成 24 年 4 月 13 日金判 1399 号 24 頁（福岡魚市場事件：「グルグル回し」事件）を元に作成したものである。

一般に、ある会社の完全子会社において不祥事があった場合に、当該不祥事によって子会社が損害を被ったという事実のみでは、当該子会社の親会社の取締役が当該親会社に対して当然に任務懈怠になるとはされない（東京地判平成 13 年 1 月 25 日判時 1760 号 144 頁（野村證券事件））。子会社の経営について責任を負っているのは基本的には子会社取締役であって親会社取締役ではないからである。

他方で、子会社の経営状態について親会社取締役がまったくなんの責任も負わないわけではない。近時の学説の理解によれば、親会社取締役は善管注意義務の一環として当該親会社の有する資産を適切に管理する義務を負うと考えられている。親会社の有する子会社株式も親会社の資産であるから、親会社取締役は、子会社取締役の行為によって当該子会社の企業価値が害され、子会社株式の資産価値が減少するような事態に対しては、これに対処する義務を負っていると解されるのである。

そこで本問でもそのような義務が Z 社代表取締役である Y に発生していないか、つまり Y の任務として A 社の財務状態の変化に際して何らかの対処を行うべき義務が発生していたかどうかの問題となる。

この点、取締役は、特に不審に思うべき事情がない限り、従業員など部下の業務が適正に行われていることを信頼してもよいと解される（信頼の権利、ないし信頼の原則）。問題は、本問において Y（や他の取締役）が A 社の業務執行について不審に思うべき事情、つまり何らかの調査を行うべきだと判断することが必要な事実があったといえるかどうかの問題となる。具体的には①令和元年 8 月に Y から B に対して質問した時点、②令和 3 年 4 月に A 社顧問税理士から報告がなされた時点、③同年 6 月に B から運転資金の融資の依頼があった時点のいずれか（ないし複数）において、Y（本問では Y の責任追及のみが問題とされているため、それを論じれば足りる）において不審を抱くべきであるといえたかどうかを判断すべきことになる。

これら①～③の全ての時点について検討されていればベストであるが、少なくとも②または③のいずれかの時点についてそのような義務の発生の有無を判断することが必要であろう。問題文中の事実を摘示したうえで、それらにより Y に何らかの調査を行うべき義務が生じていたことを論証することになる。②の時点であれば、令和元年 8 月以降も A 社の

売掛金の額が増え続けていたこと、A社顧問税理士から調査すべき旨の助言があったこと、Z社取締役会においても調査を行うべき旨の議論がなされたことから、通常の経営者であれば売掛金のレベルについて疑念を抱くべき状態になっていた、と指摘することができるのではないと思われる。③の時点であれば、これらの事実に加えて、異例の融資要請があったことも指摘すべきであろう。

任務懈怠を認定した場合には、さらにZ社に損害が生じているか、また任務懈怠と損害とのあいだに因果関係があるかについて判断すべきことになる。問題文上（段落6）では、遅くとも令和3年1月には経営再建が難しい状態になっており、その後に実行するA社に対する融資は回収不能が確実に見込まれると考えられるから、少なくとも融資金相当額の損害は発生していると考えられる。また、これらの事実は相応の会計知識を有する者が調査すれば判明するとのことなので、②または③の時点で調査を行えばこれらの事実が判明し、融資をしないことを決定できたというべきであるから、因果関係もあると解してよいであろう。

#### 〔設問2〕

設問2（1）は株主総会における否決の決議について株主総会決議取消しの訴えを提起することができるのかどうかの問題となる。この問題について最判平成28年3月4日民集70巻3号827頁の法廷意見は、取締役解任議案の否決を受けて取締役解任の訴えが提起されたという設問類似の事案において、「議案を否決する株主総会決議によって新たな法律関係が生じることはないし、当該決議を取り消すことによって新たな法律関係が生じるものでもないから、ある議案を否決する株主総会等の決議の取消しを求める訴えは不適法であり、「当該議案が役員を解任する旨のものであった場合でも異なるものではない」としている（千葉勝美裁判官の補足意見がある。）。学説もこれを支持しており、基本的にはこの線で答案を作成することになる。

設問2（2）は、本件決議取消しの訴えに対して本案判決をすることを前提に、株主総会決議等の取消事由（831条1項各号）の有無及び裁量棄却（同条2項）の可否を論じるべきことになる。

そこで本件決議の取消事由の有無であるが、EはZ社株主ではないにもかかわらず自然人である株主Dの代理人として議決権を行使しており、この点で本件決議のZ社定款13条違反、すなわち決議の方法の定款違反（831条1項1号）が問題となる。判例（最判昭和51年12月24日民集30巻11号1076頁）では、同様の定款の下でも、株主総会が攪乱され会社の利益が害される恐れがなく、かつ代理行使を認めないことでかえって株主として

の意見を反映させることを奪うような不当な結果をもたらす場合については、非株主を代理人として議決権を行使させても定款の規定に反しないとしている。もっとも本問は、攪乱の恐れはともかく、代理行使を認めないことで不当な結果をもたらす状況であるとは必ずしもいえない事案である。下級審レベルでは非株主である弁護士の代理人の入場を拒んだことが違法であるとするものもあるが(神戸地裁尼崎支判平成12年3月28日判タ1028号288頁)、適法とするものもあり(東京高判平成22年11月24日資料版商事322号180頁)、入場させるべきであるという解釈は必ずしも支持を得ていない。前記東京高判は恣意的な運用を避けるためにはむしろ入場させてはならないと考えているようにも読める。このような考え方を採用するのであれば、本問においてEの入場を認めた措置は定款に反することになる。他方、非株主である代理人についても裁量的に入場を認めてよいとするロジックが立つのであれば、入場を認めた措置は定款に反しないという結論も許容されるであろう。いずれの結論をとってもよいが、理由づけがきちんと示されていることが望ましい。

本件決議につき決議方法の定款違反を認めるのであれば、この瑕疵が裁量棄却(831条2項)に該当するかどうか問題となる。裁量棄却の要件は違反する事実が①重大でないこと、②決議に影響を及ぼさないものであることのいずれにも該当することであるので、これを判断すべきことになる。

判例上、重大でないといえるかどうかについての一般的抽象的な判断基準が提示されたことはないが、過去の傾向からみて、株主の参加の利益を害するような性質の瑕疵であるかどうか問題となろう。そのような観点からみれば、非株主の代理人が参加しても他の株主の参加の利益は害されないから重大ではない、という説明もできるだろうし、本来参加資格を持たない者が参加することは手続の公正を害するから重大でないとはいえない、という理解も可能である。どちらの結論であっても、理由づけがきちんとなされているかどうか重要である。

また決議に影響を及ぼさないといえるかどうかについては、E(D)が行使した議決権の数からすれば決議の結果は変わらない、という議論も可能だろうが、Eが会議の中で積極的に発言していた事実をどのように評価すべきかは議論が分かれそうである。この点も踏まえて判断する必要があるだろう。